

**令和2年度与党（自民党・公明党）税制改正大綱
について（作業船税制）**

皆様方よりご要望頂いておりました作業船税制（作業船の買換特例関連）について、12月12日（木）令和2年度与党税制改正大綱が自民党HP上及び同日付の国交省HPで公表されましたので、ご案内いたします。

結果につきましては、一部要件の見直しを行い、港湾の作業船について、譲渡資産に係る船齢要件を35年未満（現行：40年未満）に引き下げて3年間延長することとなりました。

要件の見直しとはなりましたが、皆様のご協力のお陰で延長できましたこと、感謝申し上げます。

誠にありがとうございました。

自民党HP：与党税制改正大綱（冊子P76）

<https://www.jimin.jp/news/policy/140786.html>

国交省HP：決定白パン

http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_007075.html

港湾局技術企画課今津浩二
03-5253-8905